

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 市民税関係

(1) 給与支払報告書等の提出方法の見直し

- ・電子媒体等による提出義務の新設
- ・対象事業者：給与支払報告書及び公的年金等支払報告書を1,000枚以上提出する事業者
- ・施行期日：平成26年1月1日

(2) 公益法人等に係る市民税の非課税特例の見直し

- ・贈与等を受けた幼稚園又は保育園を設置している公益法人等が、当該財産を幼保連携型認定こども園を設置しようとする他の公益法人等に贈与した場合には、非課税特例が継続される。
- ・施行期日：平成26年1月1日

(現行) 公益法人等に係る市民税の非課税特例

公益法人等が公益事業の目的のために財産の贈与等を受けた場合、国税庁の承認があるものについては課税されない。しかし、公益事業の目的に供されないことなどにより、承認が取り消された場合には譲渡所得等に係る市民税の所得割を公益法人等に課する。

(3) 住宅借入金等特別税額控除の見直し

区 分	改正前	改正後	
入居年月	平成25年12月まで	平成26年1月～3月	平成26年4月～ 平成29年12月
限度額	所得税の課税総所得金額 ×3% (最高58,500円)	所得税の課税総所得金額 ×3% (最高58,500円)	所得税の課税総所得金額 ×4.2% (最高81,900円)

- ・施行期日：平成27年1月1日

(注) 市民税の上記控除は、所得税から控除しきれなかった分に限る。

2. 延滞金関係

- 特例基準割合の見直し

区 分	改正前	改正後
特例基準割合	前年11月30日における日本銀行法に定められる商業手形の基準割引率（旧公定歩合）に年4%の割合を加算した割合	国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

- 延滞金の割合の特例の見直し

区 分	内 容	本 則	特 例	
			改正前	改正後
延滞金	法定納期限を超過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—	特例基準割合に年7.3%を加算
1ヶ月以内	納期限後1ヶ月以内の利率	7.3%	特例基準割合	特例基準割合に年1.0%を加算

- 施行期日：平成26年1月1日

(参考) 延滞金の割合の試算

区 分	改正前	改正後
		平成24年11月30日現在の商業手形の基準割引率：0.3%
延滞金	14.6%	9.3%
1ヶ月以内	4.3%	3.0%

※平成25年2月国の制度説明会資料による。